

社会福祉法人すくすくどろんこ会 組織規程

(目的)

第1条 この社会福祉法人すくすくどろんこ会組織規程（以下「規程」という。）は、社会福祉法人すくすくどろんこ会（以下「法人」という。）の経営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

(組織図)

第2条 法人は業務運営の基本組織として、別表①組織図のとおり各部門を設置する。

(業務分掌)

第3条 各組織単位の分掌業務は、別表②本部事務局職員職務分担表及び、別表③施設職員職務分担表による。

(職務および権限)

第4条 各職員は、それぞれ所属長の命令および監督を受けて所管業務を遂行し、その責任を負う。

2. 職務の遂行に必要な職務権限は、別表②本部事務局職員職務分担表及び、別表③施設職員職務分担表による。

(改正について)

第5条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人すくすくどろんこの会理事会の議決を経るものとする。

付則 この規則は、令和3年3月1日から施行する。
この規程の別表①を令和4年4月1日から改正施行する。
この規程の別表①、②及び③を令和4年7月1日から改正施行する。